

姫路市からの お知らせ (やさしい日本語)

パートナーシップ宣誓制度が 始まりました。

パートナーシップ宣誓制度とは 何ですか

性的マイノリティーの人が、 パートナー< 夫 や 妻 のような人 >だと
宣誓< 約束 すること > することです。 性的マイノリティーとは、 下のよう
な人です。

- ・ 自分は 男 で、 男 が 好きな人
- ・ 自分は 女 で、 女 が 好きな人
- ・ 男 も 女 も 好きな人
- ・ 男 も 女 も 好きにならない人
- ・ 心 と 体の 性別< 男 ・ 女 > が 違う人

パートナーシップ宣誓制度は 結婚では ありません。 でも、 宣誓したら、
できることも あります。 たとえば、 姫路市では、 市営住宅< 市が 持
っている 家 > に 申し込むことが できます。

姫路市では、 2022年4月1日から パートナーシップ宣誓制度を 始めまし
た。 全員が 住みやすい 街になるためです。 性的マイノリティーの人が
宣誓したら、 宣誓書受領証 < 宣誓したことが 書いてある 紙 > を 作
ります。 そして、 二人を 応援します。

宣誓することが できるのは、 下の 全部に 合う人です

①18歳以上です。

姫路市からの お知らせ (やさしい日本語)

②姫路市に住んでいます。(どちらか一人です)

③夫または妻がいません。(事実婚<結婚していないけど、夫婦<夫と妻>のように生活すること>は、夫または妻がいることと同じです。)

④他にパートナーがいません。

⑤他の市や町で同じような宣誓をしていません。

⑥結婚できない関係ではありません。

どうやって宣誓しますか

①宣誓したい日を予約します。その日の7日前までに予約してください。12月29日~1月3日までと祝日は予約できません。土曜日、日曜日、祝日は予約できません。

電話かメールで予約してください。

電話のとき：079-221-2376

電話できるのは、月曜日から金曜日までです。時間は午前9時から12時までと、午後1時から4時までです。

メールのとき：jinkenkeihatsu@city.himeji.lg.jp

いつでもメールできます。

②予約の日は、市役所の2階の人権啓発課へ行きます。下に書いてあるものを持って行ってください。

① 住民票の写し (住民票記載事項証明書)

② 結婚していないことがわかる紙 (戸籍全部事項証明書など)

③ あなたがあなただとわかるもの (運転免許証、マイナンバーカードなど)

市役所で 宣誓書を書いて、出します。

- ③ 係の人が 「宣誓書受領証」を いつ 受け取ることができるかを 言います。 その時間に、市役所の 住民窓口センターへ 行きます。そして、「宣誓書受領証」を 受け取ります。 郵送で 送ることも できます。 でも、切手の お金がかかります。